

小松市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成 18 年 11 月 17 日制定	告示第 119 号
平成 19 年 5 月 24 日改正	告示第 37 号
平成 20 年 5 月 19 日改正	告示第 38 号
平成 21 年 5 月 15 日改正	告示第 41 号
平成 21 年 7 月 15 日改正	告示第 71 号
平成 22 年 5 月 19 日改正	告示第 26 号
平成 23 年 6 月 9 日改正	告示第 83 号
平成 24 年 6 月 22 日改正	告示第 65 号
平成 25 年 6 月 21 日改正	告示第 77 号
平成 26 年 5 月 26 日改正	告示第 62 号
平成 27 年 5 月 1 日改正	告示第 123 号
平成 28 年 4 月 1 日改正	告示第 126 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、私立幼稚園に通う 3 歳以上の幼児（以下「園児」という。）及び子育て支援として受け入れられている 2 歳児の保護者の経済的負担の軽減を図り、幼稚園教育の振興及び子育て支援の充実に資することを目的として、小松市私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては小松市補助金交付規則（昭和 45 年小松市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 補助金は、私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に在園する園児及び子育て支援として受け入れられている 2 歳児の保護者に対し、入園料及び保育料を補助対象経費として、別表に定める範囲内において交付するものとする。

2 補助対象となる保護者は、幼稚園に在園する園児及び子育て支援として受け入れられている 2 歳児で、本市に住所を有する者の保護者（以下「保護者」という。）とする。

3 前項のほか、東日本大震災等により被災して本市に避難し、幼稚園に在園する園児及び子育て支援として受け入れられる 2 歳児で、本市に避難してきた園児及び 2 歳児の保

護者とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金を受けようとする保護者は、小松市私立幼稚園就園奨励費補助金に関する申請請求書(様式第1号)に幼稚園の在園証明を受け、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 市町村民税の課税証明書、納税通知書又はこれらに準ずる書類で市長が認めるもの。
ただし、公簿等により確認できるときは、この限りでない。

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者は、当該保護及び給付を受けていることが確認できる書類

2 補助金を受けようとする保護者は、申請内容に変更があるときは、小松市私立幼稚園就園奨励費補助金に関する変更申請請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 補助金を受けようとする保護者は、途中退園若しくは市外転出又は休園等(以下「途中退園等」という。)があるときは、小松市私立幼稚園就園奨励費に関する届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。なお、保護者から届出がなかった場合には、幼稚園の設置者が代わって提出するものとする。

(交付の決定)

第4条 補助金の交付申請の提出を受けたときは、補助金の交付の適否を決定し、保護者に通知するものとする。変更交付申請の提出があったときも、また同様とする。

(状況報告)

第5条 幼稚園の設置者は、第3条第1項に規定する在園証明を発行した園児及び2歳児について、小松市私立幼稚園就園奨励費補助金に関する状況報告書(様式第4号)を市長に提出し、在園状況並びに保護者の入園料及び保育料の納付状況を報告しなければならない。ただし、途中退園等の場合は、その都度報告するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成18年11月17日小松市告示第119号)

この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年 5月24日小松市告示第37号）

この告示は、公表の日から施行し、平成19年 4月 1 日から適用する。

附 則（平成20年 5月19日小松市告示第38号）

この告示は、公表の日から施行し、平成20年 4月 1 日から適用する。

附 則（平成21年 5月15日小松市告示第41号）

この告示は、公表の日から施行し、平成21年 4月 1 日から適用する。

附 則（平成21年 7月15日小松市告示第71号）

この告示は、公表の日から施行し、平成21年 4月 1 日から適用する。

附 則（平成22年5月19日小松市告示第26号）

この告示は、公表の日から施行し、平成 22 年 4月 1 日から適用する。

附 則（平成23年6月9日小松市告示第83号）

この告示は、公表の日から施行し、平成 23 年 4月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 6 月 22 日小松市告示第 65 号）

この告示は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成 25 年 6 月 21 日小松市告示第 77 号）

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成 26 年 5 月 26 日小松市告示第 62 号）

この告示は、公表の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成 27 年 5 月 1 日小松市告示第123号）

この告示は、公表の日から施行し、平成27年 4月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日小松市告示第126号）

この告示は、公表の日から施行し、平成28年 4月 1 日から適用する。

別表(第2条関係)

	保育料減免措置階層区分	補助対象経費	補助限度額(年額)				
			第1子 (A)	同一世帯の 第2子 (B)	ひとり親世帯等 における第1子 (C)	ひとり親世帯等 における第2子 (D)	第3子以降 (E)
I	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	入園料・保育料の合計額	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が非課税となる世帯		272,000円	290,000円	290,000円	308,000円	308,000円
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が備考1のアで計算した額以下の世帯		85,300円	158,800円	156,100円	308,000円	308,000円
IV	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が備考1のイで計算した額以下の世帯		46,000円	136,900円	—	—	308,000円
V	上記区分以外の世帯		—	114,000円	—	—	308,000円

備考1 ア $34,500円 + (21,300円 \times 16歳未満の扶養親族の数) + (11,100円 \times 16歳以上19歳未満の扶養親族の数)$

イ $171,600円 + (19,800円 \times 16歳未満の扶養親族の数) + (7,200円 \times 16歳以上19歳未満の扶養親族の数)$

ただし、「16歳以上19歳未満」とは、前年度の1月1日の前日において満16歳に達しかつ満19歳に達していない児童をいう。

2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額の合計額とする。

3 税源移譲により、所得税で控除しきれないため市民税所得割課税額で住宅借入金等特別控除をした場合、その適用前の額とする。

4 途中で入園、退園や休園及び転入、転出した場合の補助額は、次のとおりとする。

補助年額×在園月数/12月(100円未満を四捨五入)

5 この表において、第1子、第2子及び第3子の算定対象となる範囲は、保護者と生計を一にする者とする。ただし、第IV階層以上の世帯については、(A)及び(B)については小学校3年生までの兄・姉を、(E)については18歳以下の兄・姉を算定対象の範囲とする。

6 この表において、「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯及びそのほかの世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると、市長が認めた世帯)のことをいう。

